

第415回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和2年7月29日(水) 13時29分から14時34分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎 11階共用第4会議室

3 出席者 公益代表委員5名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

4 議事録

都留会長 こんにちは。定刻になりましたので、第415回東京地方最低賃金審議会を始めます。

課長補佐 はじめに委員の出欠状況について、事務局から報告して下さい。
ご報告申し上げます。

本日は公益代表の村上委員からご欠席とのご連絡をいただいておりますが、委員定数18名のうち17名がご出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上をみたしておりますことをご報告します。

都留会長 ありがとうございます。それでは本日の議事録の署名は、審議会運営規定第7条に基づき、公益委員は私、都留が、労側委員は岡田委員、使側委員は海老澤委員にお願いします。

それではお手元に配付しております議事次第に従って進めてまいります。

まず議事(1)ですが、令和2年7月22日付けで中央最低賃金審議会におきまして答申が出されている『令和2年度地域別最低賃金改定の目安について』と題する答申内容に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 それでは本年7月22日に、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対してなされました答申につきまして、お手元にお配りしております資料をご覧くださいますとともに、その一部を読みあげることによりまして伝達をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料番号1、3ページをご覧ください。答申の内容は、全部で5項目にまとめられております。東京地方最低賃金審議会の審議において必要になると思われまますので、読み上げさせていただきます。3ページの記以下5項目となります。

1、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公

益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

ただいま読み上げさせていただきました5項目のうち、項目2に記述されました地方最低賃金審議会に提示されている目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告につきましては、お手元にお配りしております資料5ページ、それから7ページにお付けしておりますので、この点についてご説明申し上げます。

7ページの目安に関する小委員会報告をご覧くださいと分かりますとおり、目安に関する小委員会においては、令和2年度の地域別最低賃金額改定について、真摯な議論が行われ十分審議を尽くしたものの、項目2及び3にその過程における労働者側見解、及び使用者側見解が記述されておりますとおり、その意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかったことから、公益委員の見解として取りまとめを行い、これを地方最低賃金審議会の円滑な審議に資するために示すよう、中央最低賃金審議会に報告することとされた経緯が明らかにされておりますとともに、9ページ記以下にそのとりまとめ結果が記述されております。

公益委員見解として総括的に記述されたものが記の1となりますので読み上げさせていただきます。

令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であることを踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

なお、この公益委員見解の取りまとめに当たりましては、引き続き 10 ページ記 2 (1) にありますとおり、①から⑥に列挙されました項目等を総合的に勘案し検討を行ったものとされ、以下 (2) から (4)、生活保護水準と最低賃金の比較、それから来年度以降の審議において最低賃金の更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ (4) 影響率や雇用者数を注視しつつ慎重に検討していくことが必要となる項目を含めて、資料 3 ページ答申文に戻ります。答申文記 3 にありますとおり、これを十分に参酌し、地方最低賃金審議会が自主性を発揮することを強く期待するものであるとされております。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。それでは今の説明に対して何かご質問等がございましたらご発言ください。私からは顔が見えないので、もし質問されたい方がいらっしゃったら挙手してください。よろしいですか。

特に無いようですので、それでは中央最低賃金審議会の答申を参考として、今後専門部会において金額審議をお願いしたいと思います。

それでは、議事 (2) 『東京都最低賃金の改正決定に係る意見について』に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条第 1 項に基づきまして、本年 7 月 10 日付けで意見聴取の公示を行いました。

提出期日までに 11 件の意見書の提出がありましたので、本日お手元の資料 3 『東京都最低賃金の改正決定に係る意見書』としてお配りしております。また意見書ではございませんが、要請書等の提出がありましたので参考として配付させていただいております。

これらにつきまして課長補佐津守よりご説明させていただきます。

課長補佐

各労働者団体からいただいた意見書に関しまして、その要旨をご紹介します。意見書は全部で 11 の団体からいただきました。お手元の資料の 279 ページに意見書の提出者一覧表があります。各団体からの意見書につきましては資料の 281 ページ以降をご覧ください。時間が限られておりますので、意見書の全文を読むことは割愛させていただき、要旨のみのご紹介とさせていただきます。

最初に全労連・全国一般東京地方本部一般合同労組からの意見です。

『新型コロナパンデミックの今こそ、国民生活の最低限保障として早期に全国一律最低賃金制の確立と時給 1,500 円の実現を』という表題で裏面の記書き部分をご紹介しますと、

1、現行法によるランク制の下でも地域別最低賃金の格差を解消すると共に、世界の主流である全国一律最賃制を早期に実現するよう政府に強く

働きかけていただきたい。またそのための最低賃金法改正を実現していただきたい。

2、東京の最低賃金は、生計費調査の結果に基づけば 1,500 円以上必要となります。日本ではナショナル・ミニマム基準がないことから、この調査をもとに東京の最低賃金を早期に 1,500 円とされたい。

3、最低賃金は時給だけでなく月額での規定を再度設定し、安定した生活の保障を講じられたい。

4、2020 年度東京地方最低賃金審議委員の欠員に伴い立候補した、東京春闘共闘会議推薦の者が選考されなかった具体的な理由と選考基準を明らかにするとともに、基発 45 号に基づく公正な選出を行うこと。

5、最賃審議会、専門部会の情報公開を完全に行うとともに、最低賃金で生活する労働者の意見陳述を実現すること。

という意見です。

次に資料の 283 ページをご覧ください。全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの意見です。「中小零細企業の賃金は定昇制度もないところが多く、ここ数年の最賃引上げに伴いやむなく初任給を引上げざるを得ない職場が目立ちます。また年齢や経験に関係なく、現行の最賃に張り付いた賃金しか支給されない労働者も多く、最賃が引上げられなければ、賃上げも難しい状況に置かれています」ということから生計費調査の結果に基づき、東京の最低賃金を早期に 1,500 円とされたいという意見です。

続きまして資料の 285 ページをご覧ください。東京春闘共闘会議からの意見です。「今回の新型コロナ禍における景気の後退局面の中で、経営者団体から最低賃金の引上げはさらなる雇用の悪化、失業の発生リスクを高めるとして、最低賃金の凍結を求める声があるが、中小企業経営の深刻な状況を考慮することは必要であるが、最低賃金の引上げは低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、抑え込みは法の目的と原則を踏み外すものであり、すべきではない」と主張し、同時に「最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業に対しては、国として有効で具体的な対応策を講ずることである」としているものです。また「東京春闘が 2019 年に実施した最低生計調査の結果は、25 歳単身者が自立して暮らせる賃金は月 25 万円から 26 万円、月 150 時間換算で時間額 1,600 円から 1,700 円となった」として、「最低賃金審議にあたっては私たちが行った『生計費調査結果』を参考に調査審議すること。私たちが推薦する者の意見陳述を、公開にて実施すること」を求める内容となっています。

続きまして資料の 287 ページをご覧ください。東京地方労働組合評議会青年部協議会からの意見です。「青年労働者をめぐる生活や労働環境は

年々厳しさを増している中で、青年が健康で文化的な生活をしていく、またコロナ禍を乗り越えていくために、時間額 1,500 円はそのために必要最低限の水準です」としまして、「東京春闘共闘会議・東京地評が 2019 年に実施した最低生計費調査の結果も踏まえ、早期に最低賃金時間額 1,500 円の実現を求める」という内容です。

続きまして資料の 291 ページをご覧ください。東京地方労働組合評議会女性センターからの意見です。冒頭読ませていただきますと、

1、コロナの中で地域経済が疲弊する中で消費を増やし地域経済を活性化させるためにも、中小企業に最賃引上げのための助成援助措置を行い、賃金水準を上げていくことが重要である。

2、最低賃金は憲法第 25 条労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に上げられるべきである。決して企業の支払い能力との見合いで決められるものではない。今すぐ時給 1,500 円以上に上げることが求められる。

(1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。

(2) 最低賃金額は女性が 1 人の人間として自立した生活を営める水準とすべきである。

3、女性の貧困、子どもの貧困をなくし、誰もが結婚、妊娠、出産、子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な上げを行うべきである。

4、男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に上げるべきである。

5、地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである。

という意見です。

続きまして資料の 295 ページをご覧ください。公立大学法人首都大学東京労働組合からの意見です。大学に働く教職員の労働組合として、アルバイトをする若者と身近に接しており、自らの賃金とともに最低賃金は看過できない切実な問題として、

1、広範な非正規労働者の生活に大きな影響を持つ東京の最低賃金を、生活実態を調査したうえで審議し、速やかに 1,500 円以上に上げること。

2、審議会及び専門部会は全面公開すること。

3、審議に当たり東京で暮らす労働者、非正規労働者が直接意見陳述する場を保障すること。

4、世界では常識となっている全国一律の最低賃金制度の必要性を国に要望すること。

こういった内容を求める意見です。

続きまして資料の 297 ページをご覧ください。全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会からの意見です。裏面の記書き部分をご紹介しますと、

- 1、コロナ禍の中で様々な勤務時間制限がある中での働き方は、8 時間労働で暮らせる賃金です。どこでも誰でも時給 1,500 円の実現が要求です。
- 2、審議会及び専門部会は全面公開。
- 3、東京で暮らす労働者（東京春闘共闘の推薦するもの）の直接意見陳述を審議会の場で実現していただきたい。
- 4、全ての最賃審議会、専門部会の議事録をホームページで公表すること。
- 5、専門部会委員の公正な任命。基・発 545 通達に基づき、東京春闘共闘が推薦する委員の選任。
- 6、毎年最賃をあげると倒産する企業が出ると審議委員の発言がありますので、倒産する企業の中で倒産の主たる原因が『最賃を 20 数円上げたこと』の件数を公表していただきたい。

こういった内容を求める意見です。

続きまして資料の 299 ページをご覧ください。新宿区労働組合総連合からの意見です。

「新宿区域の現状として、コロナ関連の解雇、雇い止め、賃金不払い等、雇用状況の急速な悪化の中で、組合に寄せられる相談も激増している。その中で非正規雇用労働者からの相談が深刻なものになっている」として、「こうした状況の中でこそ、8 時間働けば普通に生活できる最低賃金の水準が必要不可欠になっている」としています。また「昨年実施した最低生計費試算調査では、25 歳の青年が 1 人で新宿に住み、人間らしい生活をするには、男性で月額 26 万 5,786 円、時間額 1,772 円、女性は月額 26 万 2,506 円、時間額 1,750 円が必要という結果になったということからも、東京の最低賃金を一刻も早く 1,500 円に引上げるべきである」という内容です。

続きまして資料の 301 ページをご覧ください。三多摩国民春闘共闘会議からの意見です。『全国一律最低賃金制度と東京での時給 1,500 円早期実現を求めて』という表題で、「今日コロナウイルス感染の影響で疲弊し続けているわが国経済を立て直し、健全に発展をさせるうえでも、労働者の生活実態に即した大幅な最低賃金の改定を実施することが急務であり、これらのことを審議会で真摯に審議することを求めるものです」という意見です。また「最低賃金審議会の専門部会の公開を求める。同時に委員の任命についても、組織系統別にバランスを考慮し、労働組合からの代表を選出すべきである。専門部会への労働者代表による意見陳述を求める」という内容の意見です。

続きまして資料の 307 ページをご覧ください。日本出版労働組合連合会

東京地域協議会連絡会からの意見です。「地域最低賃金の引上げと、審議会・専門部会の全面公開と公正運営を求める」とするもので、裏面の記書き部分を紹介しますと、

- 1、今年度の審議において東京都最低賃金を時間額 1,500 円以上とするよう審議を尽くして下さい。
- 2、全ての審議会、専門部会を全面公開し、最低賃金審議の透明性を確保して下さい。
- 3、全ての審議会、専門部会の議事録をホームページで公開して下さい。
- 4、貴審議会において、東京に働く非正規雇用の労働者を含む労働者、ことに廃止された出版業における賃金実態、公正競争の確保に関して直接意見陳述する場を実現して下さい。
- 5、貴審議会での意見陳述議事録、貴審議会に寄せられた意見書についてもホームページで公開して下さい。

という意見です。

最後になります。資料の 309 ページをご覧ください。全労連・全国一般労働組合東京地方本部民事法務労働組合からの意見です。ご紹介に先立ちまして、当労働組合から意見書について修正のご連絡をいただいておりますことをお伝えいたします。1 点は冒頭の「東京地方最低賃金審議会」に誤字があること。また、3 ページ目、記の 1 の中の「全国加重平均時給を」の文言を削除することで、修正のご連絡がありましたのでお伝えいたします。

内容は、「東京で今すぐ時給 1,500 円を実現すべく審議を進めること。最賃審議会、専門部会の関連情報の公開を行うこと」を求める意見です。

以上が令和 2 年度の東京都最低賃金額の最賃審議に当たって、東京地方最低賃金審議会に寄せられた意見の要旨です。

続きまして意見書ではありませんが、最低賃金に関する要請がありましたのでご紹介いたします。

お手元の資料の後ろの 404 ページ辺りに、参考目次がございます。そこに付けられております参考 1 をご覧ください。東京春闘共闘会議より、2020 年 7 月 11 日付けで東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長あて『全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給 1,500 円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書』と題する要請書が提出されております。

参考 2 は、日本共産党東京都議会議員団から 2020 年 7 月 22 日付けで、東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長あて『最低賃金を大幅に引上げ、速やかに時給 1,500 円以上の実現を目指すことを求める申し入れ』と題する文書が提出されております。

参考 3 は、東京春闘共闘会議から『全国一律最低賃金制度の創設と、東京で今すぐ時給 1,500 円の実現を求める要請』と題する署名 4,981 筆が提出されましたので、中央のテーブルに置かせていただいております。

参考 4 は、東京春闘共闘会議から提出されました『自治体キャラバン 16 全都募集時給調査報告 2019 年 10 月実施』、『東京都最低生計費資産調査の結果について 2019 年 12 月 18 日、東京地方労働組合評議会』、『東京都最低生計費試算調査の結果について 2020 年 2 月 14 日、東京地方労働組合評議会』。以上につきましてはお手元に別冊でお配りしております。意見書の要旨及び要請書等については以上です。

都留会長

ありがとうございました。提出された意見書等について、何かご意見ご感想がございますか。労側委員いかがでしょうか。どうぞ。

吉岡委員

労側から一つ、11 団体から同様の意見書というかたちでもありますし、我々のメンバーからも実はいろいろな形で今回も要請書を上げさせていただいておりますが、全体の中で取り扱いの部分で一言申しあげたいのは、私もたまたま出身組織、この東京都内にある産別のほうでございしますが、都内で約 40 万人の組合の下で働いておりますし、その中ではこの中で多くコメントされている小売業であったり、卸業であったり、外食産業であったりサービス業であったり、特に有期雇用契約者で働く労働者の方々はその 40 万人の中でも 70% 近くいるという状況です。そして今現在介護の現場また人材派遣会社にも同様のユニオンがあり、同じような産別に入っているところであります。

ともにいえるのは、そういう業種で働いている皆さん、今新しい言葉で言うのであれば、エッセンシャル・ワーカーとして、最低賃金周辺で働いている皆さんが数多くいるということが、この意見の中でも多く述べられている状況であります。特に今年においては新型コロナウイルスの感染拡大と真正面から向かい合い、日々業務を推進している方々でもあります。その方々が都内においてフルで働いたとしても、年収 200 万円には届かず、生活が苦しいという事実があるのももちろんでございますし、また一部には主たる生計者として子供を育てている方々もいらっしゃるというのは共感ができます。特に今年には新型コロナウイルスの感染拡大に対する取り組みで、各業種業態、特に外食サービス、観光業、旅客業、製造業で大変厳しい業績になるという産業があると思われま

しかし多くの企業の労使、賃金改善が行われ、同一労働同一賃金の対応として有期雇用契約社員の時間給月例給は昨年度に増して厳しい環境下ではありますが、昨年以上の妥結結果になっている事実もあります。都内の労働団体 12 団体、連合も入れてでございますが、早期に私どもも 1,500 円を実現し、ナショナルミニマムにふさわしい水準へと引上げるべく全

力で取り組みを進めるということで、特にその日本の首都東京、雇用就労者が一番多い東京が、取り組みを上げていかなければならないというのも事実であります。

今年こそ生活不安や雇用不安を抱える皆さん、国民や都民が一丸となつて、新型コロナウイルスのこの環境下に立ち向かっていくためにも、社会的安定につながるセーフティー・ネットとしての最低賃金の上げは、まさにメッセージとなり得るものです。ぜひ皆さんからいただいたご意見も含めながら、我々連合東京構成組織の組合員と合わせて、今後の最低賃金の金額審議に臨みたいと思っております。昨年と同様とはなかなかいかない厳しい環境ということにも目を向けながら、この場はあくまでも多くの有期雇用契約社員の方々が適用される、最低賃金の水準の審議にご理解を賜りますように私どもも合わせてお願いを申しあげます。以上です。

都留会長
吉岡委員

ありがとうございました。

あと連合東京のほうも 1,522 筆、事前に要請というかたちでお送りをさせていただいておりますので、追加をさせていただきます。以上です。

都留会長

ありがとうございました。労側委員の他の委員の方はご発言ございますか。よろしいですか。

海老澤委員

使側委員はいかがでしょう。海老澤委員。

意見というわけではございませんが、いろいろな考え方があるということ踏まえまして、今年度の最低賃金の審議会の審議に臨みたいと思っております。以上です。

都留会長

ありがとうございました。使側委員の他の委員の方のご発言がございますか。

杉崎委員

よろしいですか。配付資料の 8 ページにございますとおり、中央最低賃金審議会において、使用者側の見解のところに書いてございますが、現在日本経済これまでに経験したことのない危機的な状況に直面しております。この緊急事態宣言や休業要請等によりまして、大規模な需要喪失と幅広い業種、地域に影響をもたらして、宣言解除後も以前の状況に戻っていません。全国的にもそうですし、都内経済も非常に緊急事態というような状況は、共通認識を持っているところだと思います。

そのうえで下段のほうにも記載がございますが、全世代型社会保障検討会議において、今官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であるということや「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して検討を進める」といった総理発言を重く受け止めるべきという主張をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、今コロナショックによる非常に経済が緊急事態という状況でございますので、

中小企業の事業継続と雇用の維持を最優先に今年度は議論を進めるべきであると考えております。以上です。

都留会長

ありがとうございました。使側委員の他の委員からご発言がありますか。よろしいですか。

今回提出された意見書を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたかと思えます。また審議会の運営に関しても様々なご意見があるということを理解しました。そのことをふまえて専門部会等で審議を進めていきたいと考えます。

次に議事(3)『労働経済関係統計資料等について』ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

それでは私のほうから資料2の2、及び資料4から資料12についてご説明を申し上げます。

初めに資料2の賃金改定状況調査結果についてご説明します。資料2の1については、前回の本審の資料と同じものですので、説明は割愛させていただきます。

まず資料71ページをご覧ください。資料番号2の2になります。今年7月22日に中央最低賃金審議会の第2回小委員会が開催されました。そこで配付された資料になります。

続いて73ページをご覧ください。令和2年賃金改定状況調査結果の概要になります。調査対象事業所は1万5,641事業所へ調査票を送付し、回答のあった4,796事業所の労働者3万527人を集計したものです。

次のページをご覧ください。昨年度からの主な変更点についてご説明します。調査対象事業数の産業別の配分を、製造業、卸小売業、宿泊飲食サービス業、医療福祉、その他サービス業を6:3:1:1:2の割合で昨年までは抽出していたものを、本年度の調査では、母集団と同じ比率としました。事業規模の抽出についても、1~9名と10~29名を製造業で2:1、それ以外の産業は3:1で抽出したものを母集団と同じ比率で抽出することに変更しました。

75ページは、調査結果になります。本年1月から6月までに賃金の引上げ引下げ、あるいは賃金の改定を実施しなかった等の区分を事業所単位で集計したものです。左側に産業計の欄がございます。東京が含まれているAランクにおいては、賃金の引上げを実施した事業所の割合が39.2%、1月から6月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合が1.8%、賃金改定を実施しない事業所の割合が43%、7月以降に改定を予定している事業所の割合が16.2%という結果になっています。下の合計の欄を見ていただきますと、賃金の引上げを実施した事業所の割合が41.2%、賃金の引下げを実施した事業所の割合が1.5%、改定を実施しない事業所

の割合が 42.1%、改定を予定している事業所の割合が 15.1%となっております。合計欄の下側に令和元年度分の割合が載っておりますので、比較可能となっております。順に右に見ていただくと、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業、等業種別に賃金改定状況の結果が示されております。

続きまして 76 ページ 第 2 表をご覧ください。第 2 表は平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。A ランクのそれぞれの産業計の欄を見ていただくと、賃金の引上げを実施した事業所の平均賃金改定率は 3%、賃金引下げを実施した事業所の賃金改定率はマイナス 15.1%、賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計の平均改定率は 0.9%となっております。賃金改定実施事業所及び凍結事業所の平均改定率は、賃金引上げ事業所、賃金引上げ事業所の平均改定状況及び凍結事業所の状況を、それぞれ事業所単位で加重平均したのになっています。

続いて第 3 表は、賃金の引上げ率の分布状況を示したものです。産業計の A ランクのところには、第 1 四分位が 1.0%、中位数は 2.0%、第 3 四分位数が 3.0%、分散係数は 0.5%となっております。分散係数が大きければ分散の幅が広がっていることを意味しており、今回分散係数は 0.5、昨年は 0.6 でしたので、昨年より分散幅が縮小したという結果になりました。

続いて 78 ページ第 4 表は、賃金上昇率賃金改定率を示したものです。第 2 表の平均賃金改定率が事業所単位であるのに対し、第 4 表の賃金上昇率が労働者単位での集計となっております。第 4 表①が男女別で集計したもの、②がパート及び一般労働者別で集計した集計結果です。

78 ページ第 4 表①の産業計、男女計の A ランクをご覧ください。1 時間当たりの賃金額として令和元年 6 月は 1,589 円だったものが、1 年後の令和 2 年 6 月では 1,611 円となっており、賃金上昇率としては 1.4%、昨年は 1.3%だったという結果になっています。女性の A ランクの賃金上昇率は昨年は 1.9%であったのに対し、今年の賃金上昇率は 1.8%となっております。

続いて 79 ページ、第 4 表の②をご覧ください。パートタイム労働者の定義は、1 日の所定労働時間または 1 週間の所定労働日数が、その事業所における一般的な労働者より少ないものとしています。パートタイム労働者の産業計の A ランクの賃金上昇率は 1.8%、昨年度の上昇率と同様という結果になっています。

以降、参考 1、参考 2 及び付表が付いておりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて 83 ページは、生活保護と最低賃金の乖離についての資料です。84 ページのグラフの上の実線が最低賃金、下の波線が生活保護の水準を表しています。東京が一番左端に載っております。ここで注 3 をご覧ください。生活保護のデータ及び最低賃金のデータは平成 30 年度のものになっています。

85 ページの生活保護のデータは 30 年度、最低賃金のデータは令和元年度になっています。昨年東京都最低賃金は 28 円の引上げになりました。前ページの最低賃金額にこの 28 円を加えたのがこのページの実線のグラフです。したがって生活保護と最低賃金の差額は、この 28 円を加えたところまで乖離幅が広がったということになります。

これらのグラフを一覧表にまとめたものが次の 86 ページの表です。上から 3 分の 1 当たりのところに東京の欄があり、平成 30 年の段階で生活保護と最低賃金の乖離が 115 円ありました。つまり最低賃金が 115 円上回っているという状況でした。令和元年度の最低賃金引上げ額が 28 円でしたので、115 円に 28 円を加えまして 143 円、これが現在の乖離幅となります。

以下第 2 回目安小委員会の資料がございますが、時間の都合上説明は割愛させていただき、次に事務局で作成した資料の説明をいたします。

資料 4、313 ページ以降をご覧ください。315 ページの資料 4-1 は東京都及び内閣府で発表している都内総生産、国内総生産の数値です。

316 ページ 4-2 は内閣府で発表している都民及び国民 1 人当たりの所得、雇用者報酬の額です。なお 1 人当たりの都民国民所得は総人口で除したものの、1 人当たりの雇用者報酬は雇用者数で除した数値です。

続いて資料ナンバー 4-3 は、東京都内の中小企業の設備投資の動向について、四半期ごとの推移計を集計した表です。

続いて 318 ページ、資料ナンバー 4-4 は、民間設備投資の先行資料として、船舶、電力を除く民需の動向になります。内閣府から発表されている『機械受注統計調査』に基づく資料です。

続いて資料ナンバー 4-5、新設住宅着工戸数の東京都と全国の数値です。こちらは国土交通省総合政策局が毎月発表している『建築着工統計』に基づく資料です。

320 ページ資料ナンバー 4-6 は、経済産業省が発表している『商業動態統計』の百貨店、スーパー販売額です。

321 ページ資料ナンバー 5 は、経済情勢関係資料です。

323 ページ以降の資料ナンバー 5-1、これは全国の景気を表す指数として本年 7 月 1 日に発表されました、日銀の短観を全部掲載しています。全国の 1 万社の企業を対象に四半期ごとに実施しているものです。

続きまして 341 ページ資料ナンバー5-2 は、東京都中小企業の景況です。これは東京都の中小企業の景気を示す資料として、東京都産業労働局から発表されている資料です。都内の中小企業 3,875 社を対象に、各月の初めに前月の景気動向を調査し、その月の下旬に発表しているものです。東京都中小企業の業況 DI 及び業況見通し DI の昨年同時期の数値を参考までにご紹介します。昨年度令和元年 6 月工業の業況 DI はマイナス 31 ポイント、状況見通し DI はマイナス 21 ポイントでした。お示しの資料と比較しますと、今年マイナス 69 ポイントですから、38 ポイントのマイナス、見通し DI については今回マイナス 51 ポイントですから、昨年と比べてマイナス 30 ポイントのマイナスという結果になりました。

続きまして 347 ページ、資料ナンバー6 になります。資料番号 6-1 から 6-3 は、『賃金構造基本統計調査』の結果から事務局が作成した資料です。349 ページ、資料ナンバー6-1 は、東京都における高卒大卒の新規学卒者の初任給の額の推移を、それぞれ男女別に集計したものです。資料ナンバー6-2 は、短時間女性労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移の表です。最低賃金の影響を増やし女性に着目して作成した資料です。事業規模 5 人から 6 人と、10 人以上に分けて集計しています。

351 ページ資料ナンバー6-3 は、A ランク内及び全国平均における短時間女性労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移のグラフです。

資料ナンバー6-4 は、今年 7 月 10 日の本審でも資料提出したものです。組合員一人当たりの要求と妥結の状況、過去 10 年間の妥結結果の推移を表とグラフでまとめたものです。

355 ページ以降、資料ナンバー7 からは生計費関係資料です。

357 ページは、A ランク内の主要都市の標準生計費の推移を比較したものです。

資料番号 7-2、A ランク内の主要都市における家計収支の推移です。総務省が発表している家計調査から主要都市の実収入、実支出の推移を表にまとめたものです。

資料ナンバー7-3、A ランク内の消費者物価地域差指数の推移です。消費者物価地域差指数は地域間の物価水準の違いを見るために、都道府県庁所在地及び政令指定都市の 51 市の平均を 100 とした指数です。消費者物価指数は時間経過による物価変動によらない指数であるのに対し、この消費者物価地域差指数は、その時の地域間物価水準の差を示した資料になります。

360 ページ資料、番号 7-4 は、平均消費性向です。注 1 にありますように可処分所得に対する消費支出の割合で、どの程度の消費支出があるか、収入に対してどの程度の消費支出があるかという消費マインドが分

かる数値となっています。

361 ページ以降は、資料 8 最低賃金の推移の資料です。363 ページ、資料ナンバー 8-1 は、A ランク内の地域別最低賃金の推移で、平成 20 年以降の A ランク内で決定されており、最低賃金額引上率、発効日をまとめたものです。

資料ナンバー 8-2 は、A ランク内の最低賃金額と短時間女性労働者と高卒初任給の賃金水準とその比較の経緯を表にしたものです。いずれも企業規模 10 人以上事業所の数値で『賃金構造基本統計調査』に基づく資料です。一番左側の所定内給与月額欄の上から 2 段目の小かっこ（ ）内は、時間換算額です。その下の山かっこ〈 〉が当該時間換算額に対する地域最賃時間額の比率水準です。黄色の欄の大かっこ〔 〕が東京を 100 とした地域差指数です。真ん中は短時間女性労働者の 1 時間当たりの所定内給与額です。下の山かっこ〈 〉は同様に時間換算額に対する地域最賃時間額の比率です。東京の場合、最低賃金額の比率が約 76%であるのに対して、神奈川、愛知、埼玉県は 8 割を超えていることがこの表から分かります。黄色の欄の大かっこ〔 〕は同じく東京を 100 とした地域差指数になり、右側の高卒初任給月額は高卒の新規学卒者の初任給の額をそれぞれ男女別に集計したものになります。

365 ページ、資料番号 8-3 は、A ランク内及び全国加重平均における地域別最低賃金額の影響率と未満率の一覧表です。注意書きにございますように、影響率は当該年度の最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。未満率とは当該年度の最低賃金を引上げる前、つまり現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合です。具体的に申しますと、令和元年度東京の場合、影響率は 1,013 円に最低賃金を上げたことにより、最低賃金未満になる労働者の割合が 18.9%であったということです。

367 ページは、今年度実施した最低賃金に関する基礎調査結果で、369 ページに基礎調査結果の概要をお示ししています。当該基礎調査が令和 2 年 6 月分の賃金額を調査し、賃金水準及び先ほど説明した未満率や影響率を把握したものになります。調査対象数は約 2,800 事業所に調査票を送付し、回答のあった約 1,200 事業所の労働者約 1 万 2,000 人を集計しています。

調査結果は 370 ページ以降、資料番号 2-9 で、4 種類の総括表を付けています。まず総括表（1）は、全労働者とパート労働者別です。

370 ページから 373 ページには就労形態全てで、全労働者を対象にしたものです。374 ページから 377 ページは、パート労働者を対象にしたものです。この総括表（1）は、左側が事業所の規模別の労働者の分布、

右側が労働者の年齢別の労働者数の分布を示しています。370 ページの左上の合計欄にありますように、278 万 5,184 というのが復元した労働者数です。合計欄には 1 円刻みの各行の累積労働者数と累積構成比が示されています。上段が累積労働者数、下段が累積構成比です。未満率は 370 ページ、現在の東京都最低賃金時間額が 1,013 円ですから、それ以下の 1,012 円の欄に累積構成比に 3.1%とあり、令和 2 年度の全体の未満率は 3.1%という見方になります。同様にパート労働者の未満率は 374 ページの 1,012 円の欄に 4.6%となっており、これが未満率になります。

続きまして総括表(2)をご覧ください。表の左側が男性労働者分布、右側が女性労働者分布を示しています。女性労働者の未満率は 378 ページの 1,012 円の欄にあり、真ん中あたりに 4.1%とあるとおり、女性労働者の未満率は 4.1%です。女性パート労働者の未満率は、382 ページの 1,012 円の欄にある 4.8%です。

386 ページ、資料ナンバー9-3 は、今ご説明しました基礎調査の結果について 1 円刻み、10 円刻み、100 円刻みでそれぞれ賃金分布を示した棒グラフです。

390 ページ、資料ナンバー9-4 は、今回の基礎調査結果に基づいた東京都最低賃金の未満率の推移です。平成 26 年からの推移を示しています。資料ナンバー9-5 は影響率の推移です。

393 ページ、資料ナンバー10 は、1 月から 3 月にかけて全国で実施した最低賃金履行確保を主眼とした監督指導です。上段が東京、下段が全国の数字です。東京の場合違反率が 21.9%、全国平均が 13.3%であり、東京は全国平均の違反率を上回っています。参考まで前年度の東京の違反率は 18.7%でしたから上昇したことになります。全国の違反率は 13.7%でしたから、違反率は若干下がったという結果になりました。

395 ページ、資料ナンバー11 は、最低賃金の国際比較で、6 月に本省で開催された会議の資料です。日本では基本的に全ての労働者に最低賃金が適用されるのに対し、イギリスでは 25 歳以上、フランス、ドイツでは研修生や職業訓練実習生を除いた 18 歳以上に適用される金額になります。またアメリカでは現行最低賃金よりも高い州別最低賃金、フランスでは労働協約による地域業種別最低賃金が定められています。

399 ページ以降、資料ナンバー12 は前回の本審でも添付させていただいた中小企業支援事業に係るリーフレットですので説明は割愛させていただきます。私からの説明は以上となります。

都留会長

どうもありがとうございます。ただ今の説明の内容に関しまして何かご質問があれば、ありませんか。私から 1 点確認させていただきたいのですが、73 ページ、第 2 回目安に関する小委員会配布資料ナンバー1、令

和 2 年賃金改定状況調査結果の調査時期はいつからいつまでですか。

賃金指導官

調査時期は基礎調査と同じ 6 月上旬から 7 月上旬までです。5 月中旬に調査票を発送し、6 月上旬から 7 月上旬にかけ集計します。

都留会長

ということは今日が 7 月 29 日ですから、この 6 月から 7 月にかけての結果ですか。

賃金指導官

はい。

都留会長

分かりました。他にご質問ございますか。

特に無いようでしたら次の議事（4）に進みたいと思います。何か議事はございますか。ありませんか。

特に無いようでしたら今回はこれで終了します。どうもお疲れさまでした。最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次回の開催日程につきましては、後日事務局のほうからご連絡をさせていただきますのでご出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

都留会長

どうもありがとうございました。